

中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針 新旧対照表

改 正 案				現 行			
1 (略)				1 (略)			
(許可等の定数)				(許可等の定数)			
2 この漁業の許可等ができる海域ごとの船舶の隻数の最高限度(以下「定数」という。)は次のとおりとする。				2 この漁業の許可等ができる海域ごとの船舶の隻数の最高限度(以下「定数」という。)は次のとおりとする。			
海域番号	船舶根拠地	海 域	定数	海域番号	船舶根拠地	海 域	定数
(1)	銚子市から富津市川名まで	銚子市地先から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	<u>40</u> 隻	(1)	銚子市から富津市川名まで	銚子市地先から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	<u>41</u> 隻
(2)	館山市香から浦安市まで	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	<u>17</u> 隻	(2)	館山市香から浦安市まで	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	<u>18</u> 隻
(3)	銚子市から富津市川名まで	南房総市野島埼灯台正南線から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	1 隻	(3)	銚子市から富津市川名まで	南房総市野島埼灯台正南線から富津市富津岬突端、第1海堡中心点、第2海堡中心点、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次に結んだ線に至る間の千葉県海面	1 隻
3～6 (略)				3～6 (略)			
(許可等の申請期間)				(許可等の申請期間)			
7 この漁業の許可等の申請期間は、平成30年7月3日から平成30年7月17日までとする。				7 この漁業の許可等の申請期間は、平成27年7月3日から平成27年7月17日までとする。			
8～12 (略)				8～12 (略)			